

第1版 2002年6月14日

第2版 2003年4月15日

第3版 2003年10月6日

グリーン調達調査共通化協議会運営規則

グリーン調達調査共通化協議会

1. 目的

グリーン調達調査共通化協議会（以下、協議会と言う）は、グリーン調達の必要性を認識し、グリーン調達推進のための調査にかかわる所要時間の短縮、調査労力の軽減、回答品質の向上等に資するため、グリーン調達調査方法の共通化をグローバルに推進することを目的とする。

2. 事業内容

- (1) グリーン調達調査共通化ガイドラインの維持・管理・改定・普及活動・使用啓発・使用状況モニタリング
- (2) グリーン調達調査共通化にかかわる事業の実施
- (3) 上記事業の遂行に必要な関係事項の企画、実施
- (4) 電機・電子四団体及び他工業会、NTTグループ等への働きかけ
- (5) E I A・E I C T A等諸外国工業会との調整

3. 共通化の範囲

調査フォーマット、化学物質調査、材料構成情報調査（調査が必要な企業のみ対象）を対象範囲とする。但し、対象範囲は総会の決定により変更することができる。

4. 協議会参加資格

- (1) 協議会の趣旨に賛同する企業は、参加資格があるものとする。
- (2) 賛同する企業を代表した公益法人あるいは業界団体が参加を希望した場合、総会出席者の過半数の同意により参加を認めるものとする。
- (3) 海外に拠点を置く公益法人あるいは業界団体については、協議会の運営に支障をきたさない限り、日本国内企業、公益法人、業界団体と同様な扱いとする。

5. 会議の設置

協議会は、事業内容の円滑な推進を図るため、下記の会議を設置することができ、事業内容の実施を委任する。

- (1) 総会
- (2) 幹事会
- (3) ワーキンググループ（以下、WGと言う）
- (4) 上記(1)から(3)の会議においては、使用する言語を日本語とする。

6. 委員及び事務局の構成

- (1) 総会：協議会に加入している企業、公益法人及び業界団体委員（1名または、正副2名）で構成する。
（公益法人あるいは業界団体は、原則総会のみ参加可能とする。）
- (2) 幹事会：幹事会は、総会の正副議長、WG主査、監事、平成13年度協議会参加企業の中の正副議長、WG主査、監事を派遣した企業を除く（但し、各社1名）希望者及び正副議長が要請するメンバーで構成する。
- (3) WG：協議会参加企業から希望者を募る。但し、希望者が多い場合は幹事会にて調整する。
- (4) 事務局：JEITA 環境・安全部に置く

7. 総会の機能

総会は、参加企業、公益法人及び業界団体全体の会議であり、協議会の運営基本方針を審議承認する。

8. 幹事会の機能

- (1) 幹事会は、事業の実施にかかわる事項の計画立案、審議・決定を行う。
- (2) 必要に応じてWGの設置、解散を行う。
- (3) WGの調査・検討の進捗状況及び結果の報告を受けそれを承認する。
- (4) 公益法人あるいは業界団体の意見等について、検討を行う。

9. WGの機能

幹事会の指示を受けて業務を遂行する。

10. 協議会の役員及びその役割

- (1) 総会
 - ① 総会に議長1名、副議長2名、監事1名を置く。
 - ② 正副議長と監事は、総会の互選により選出する。
 - ③ 議長は、総会を主宰し、運営にあたる。
 - ④ 副議長は、議長を補佐する。
 - ⑤ 監事は、会計に関する監査を行う。
- (2) 幹事会の正副議長は、総会の正副議長が兼任する。
- (3) WG
 - ① WGに主査1名、副主査1名を置く
 - ② 主査は、WGを主宰し運営にあたる
 - ③ 副主査は、主査を補佐する。
 - ④ 副主査は、主査不在時に幹事会に出席する。

11. 役員任期
総会の正副議長、監事及びWGの正副主査の任期は原則として1年とし、再選は自由とする。
12. 各会合の開催
(1) 総会の開催は、原則として年1回以上とし、必要に応じて臨時に開催できる。
(2) 幹事会、WGの開催は、必要に応じて行う。
13. 協議会の参加費用及び臨時会費の徴収
(1) 協議会に参加する企業は、年会費12万円を納めなければならない。
(原則、何月に加入しても同額とする)
(2) 公益法人あるいは業界団体は、年会費36万円を納めなければならない。
(原則、何月に加入しても同額とする)
(3) 幹事会が別に必要と認めた場合は、臨時に会費を徴収することができる。
14. 協議会の事業年度及び会計年度
協議会の事業及び会計年度は、毎年4月に始まり翌年3月に終わる。
15. 事業報告及び収支決算
事業報告及び収支決算報告は、事業及び会計年度終了後90日以内に行う。
16. 規則の改廃
本規則改廃は、総会の2/3以上の賛同が得られた時に行う。
17. 総会の承認決定
総会における承認は、総会の2/3以上の賛同が得られた時に決定されるものとする。

付 則

本運営規則は、平成15年4月15日から適用する。

以上